



URL:<https://www.y-story.jp>



LLC Y .STORY Architect Office
Guidance



合同会社Y. STORY建築事務所

公正・中立な第三者検査機関が豊富な経験 と高い技術で安心をお届けします

一級建築士事務所 東京都知事登録 第61872号
住宅瑕疵担保責任保険法人登録検査機関
住宅金融支援機構適合証明業務登録建築士事務所



既存住宅の調査ではマンション・戸建て住宅の建物状況調査を行います。
Y.STORYの中古住宅調査は既存住宅状況調査・かし保険検査に対応していま
す。さらに「フラット35適合証明書」が発行可能な住宅である事を確認する
検査内容を含んでいます。

住宅検査（ホームインスペクション）



中古住宅に対するフラット35・フラット35リノベの融資を受けるためには適
合証明技術者が住宅検査を行い、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合し
ていることを証明するために「適合証明書」の発行を受けることが必要です。
発行はY.STORYが行います

フラット35適合証明書・フラット35リノベ適合証明書の発行



旧耐震建物を購入した場合に住宅ローン減税、登録免許税の軽減、不動産取得
税の減額、贈与税の非課税措置等を受けるためには耐震基準適合証明書が必要
です。Y.STORYでは「耐震基準適合証明書」を発行いたします。

耐震基準適合証明書の発行



増改築等工事証明書の発行 （買取再販業者様用）

宅地建物取引業者が一定の性能向上を図るための改修工事を行った後
に、個人に対し住宅を再販売する場合、再販事業者の不動産取得税の
軽減、譲受者の登録免許税の減額を受けることができます。
Y.STORYではこの優遇を受けるための「増改築等工事証明書」を全
国を対象に発行します。



増改築等工事証明書の発行 （自宅をリフォーム用）

住宅リフォームを行う消費者（個人のお客様）が一定の要件を満たす
場合に受けることができる税制の優遇措置があります。
Y.STORYではこの優遇を受けるための「増改築等工事証明書」を
全国を対象に発行します。



木造耐震診断 壁式RC造簡易耐震診断

耐震診断とは耐震改修促進法に基づき建築物の耐震診断及び耐震改修
に関する指針と同等と位置づけられた耐震診断法です。弊社では木造
の住宅に対して一般診断法に基づいた耐震診断を行っています。
また団地型壁式RC造に対して国土交通省告示に基づく簡易耐震診断
を行います

一級建築士事務所 東京都知事登録61872号
住宅瑕疵担保責任保険法人登録検査機関
住宅金融支援機構適合証明業務登録建築士事務所



合同会社Y. STORY 建築事務所

〒207-0023 東京都東大和市上北台3-429-3-401
連絡先：TEL 042-563-5083
E-mail: info@y-story.jp
ホームページ: URL: <https://www.y-story.jp>